

第 6 9 7 号  
平成24年5月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

条 例	番号	頁数
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	15	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	136	2
・天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託について	137	2
・天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱	138	3
・公示送達について	139	14
・放置自転車等の保管について	140	14
・放置自転車等の保管について	141	14
・放置自転車等の保管について	142	15
・放置自転車等の保管について	143	15
・公示送達について	144	15
・放置自転車等の保管について	145	16
・放置自転車等の保管について	146	16
・放置自転車等の保管について	147	17
・放置自転車等の保管について	148	17
・放置自転車等の保管について	149	17
・平成24年第1回天理市議会臨時会の招集について	150	18
・地縁による団体の告示事項の変更について	151	18
・放置自転車等の保管について	152	18
・放置自転車等の保管について	153	19
・放置自転車等の保管について	154	19
・放置自転車等の保管について	155	19
・放置自転車等の保管について	156	20
・放置自転車等の保管について	157	20
・放置自転車等の保管について	158	20
・放置自転車等の保管について	159	21
・放置自転車等の保管について	160	21
・公示送達について	161	22
・放置自転車等の保管について	162	22
・放置自転車等の保管について	163	22

・放置自転車等の保管について	164	23
・放置自転車等の保管について	165	23
・放置自転車等の保管について	166	24
・地縁による団体の告示事項の変更について	167	24
・公示送達について	168	24
・放置自転車等の保管について	169	24
・放置自転車等の保管について	170	25
・放置自転車等の保管について	171	25
・天理市開発指導要領の一部改正について	172	26
・放置自転車等の保管について	173	26
・放置自転車等の保管について	174	26
・公示送達について	175	27
・放置自転車等の保管について	176	27

公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画の変更について	15	27
・指定管理者の代表者変更について	16	28
・農用地利用集積計画について	17	28
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	18	28

教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	5	28

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	5	29

公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について	5	29
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	5	32
・一般競争入札について	5	32

## 条 例

(平成24年5月2日掲示済)

天理市学童保育条例をここに公布する。

平成24年5月2日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第15号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市内に居住する」を削り、同条第1号中「小学校」を「市内に居住する小学校」に改め、同条第2号中「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

(平成24年4月6日掲示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年4月6日から平成24年6月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 移動・保管費用(1台につき)
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年4月6日掲示済)

天理市告示第137号

天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務を名阪高架下駐車場管理委員会会長但馬義雄に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月6日

天理市長 南 佳 策

(平成24年4月6日掲示済)

天理市告示第138号

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱を次のように定める。

平成24年4月6日

天理市長 南 佳 策

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)の支給について、利用者の一時的な経済的負担を軽減するために実施する住宅改修費の受領委任払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(2) 事業者 法第45条第1項及び第57条第1項に規定する住宅改修を施工する事業者をいう。

(3) 受領委任払い 住宅改修費の支給を受ける被保険者が、当該住宅改修費の受領を事業者に委任した場合、市が当該事業者に対して住宅改修費を支払うことをいう。

(受領委任払いの対象者)

第3条 受領委任払いの取扱いを受けることができる被保険者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の被保険者で要介護又は要支援の認定を受けている者

(2) 介護保険料を滞納していない者

(3) 法第66条から第69条までの規定により介護保険給付の制限を受けていない者

2 受領委任払いによって被保険者に代わって住宅改修費の支給を受けることができる事業者は、受領委任払いの取扱いを受ける被保険者から住宅改修費の請求及び受領の権限を委任され、当該権限の委任について同意して住宅改修を施工した事業者とする。

(受領委任払いの事前協議)

第4条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする被保険者(以下「申請者」という。)は、改修工事の着工前に介護保険居宅介護(支援)住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改修が必要な理由を記載した書類

(2) 住宅改修工事の見積書又は内訳書

(3) 住宅改修の図面

(4) 天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書(様式第2号)

(5) 住宅改修着工前の写真(撮影日がわかるもの)

(6) 住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者が当該住宅改修について承諾したことを証する書類(受領委任払いの承認決定等)

第5条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、受領委任払いの承認の可否を決定し、その旨を天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認(不承認)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 改修工事を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、受領委任払いの承認の決定を取り消すものとする。

(1) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請者が死亡し、又は転居したとき。

(3) 申請者が病院に入院し、又は介護保険施設に入所したとき。

(4) 改修内容に変更が生じたとき。

3 申請者は、第1項の規定による承認又は不承認の決定を受けたときは、その旨を速やかに事業者に連絡しなければならない。

(自己負担)

第6条 受領委任払いにより住宅改修費を受給する被保険者は、当該住宅改修費に要する費用の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

2 住宅改修費の支給限度額を超えて行われる住宅改修に要した費用及び保険給付の対象とならない費用については、被保険者が全額自己負担しなければならない。

(受領委任払いの支給申請)

第7条 申請者は、第5条第1項の承認を受け、住宅改修が完了したときは、速やかに介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書(様式第4号)(以下「住宅改修費支給申請書」という。)に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改修に要した費用(介護保険適用額)の100分の10の額が含まれた領収書(申請書自己負担分)

(2) 住宅改修に係る介護保険適用額の100分の90の額を記載した事業者の請求書又は請求内訳書(様式第5号)

(3) 住宅改修工事完成後の写真(撮影日がわかるもの)

(受領委任払いの支給決定等)

第8条 市長は、前条の申請書等を受領したときは、当該申請に係る住宅改修工事が第4条の申請書等の内容と相違ないこと等进行检查し、住宅改修費の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、住宅改修費の支給の決定について、事業者及び申請者に天理市介護保険住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任払い)(様式第6号)及び天理市介護保険住宅改修費受領委任払い通知書(様式第7号)により、それぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により住宅改修費の支給を決定したときは、遅延なく事業者に当該住宅改修費を支払うものとする。

(指導、調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は事業者に対し、指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類进行检查し、又は説明を求めることができる。

(受領委任払いの取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領委任払いを取り消すことができる。

(1) 住宅改修費の請求に不正があったとき。

(2) 受領委任できない被保険者からの申請であると判明したとき。

(3) 事業者が受領委任を誠実に履行できないと判断したとき。

(返還)

第11条 市長は、申請者又は事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費の支給を受けたとき、又は関連法令、通達、条例、規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該住宅改修費の支給決定の取消しを行い、当該支給額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(秘密保持)

第12条 事業者は、職務上知り得た被保険者及びその家族その他の者(次項において「被保険者等」という。)の個人情報保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者その他この事業に携わる者は、被保険者等の身上に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

受付番号	
------	--

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】

フリガナ			保険者番号	292045	
被保険者氏名			被保険者番号		
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別 男・女
住所	〒 電話番号（ ） -				
住宅の所有者	本人との関係（ ）				
要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5				
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日				
介護保険施設 医療機関等入院 入所の有無	無				
	有	施設・医療機関の名称	期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日
改修の内容 箇所及び規模			着工 予定日		
			改修 見積額	円	
施工業者 （受任者）	住所	連絡先			
	名称	代表者名			
介護支援事業所	事務所連絡先（ ） -	介護支援専門員氏名	㊟		
<p>天理市長 様</p> <p>上記のとおり、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（償還払い・受領委任払い）の承認を受けたいので、関係書類を添えて事前協議の申請をします。</p> <p>なお、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請が重複した場合は、本申請を優先してください。</p> <p>事前申請日 平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者（被保険者） 氏名 ㊟</p>					

注意 ・添付書類：住宅改修が必要な理由書（裏面）、見積書、見積り図、日付入りの着工前の写真、承諾書（申請者と住宅所有者が異なる場合）、確約書（受領委任払いの場合）  
 ・この申請書の裏面に住宅改修が必要と認められる理由等を箇所ごとに記入してください。

※天理市記入欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 理由書	<input type="checkbox"/> 承諾書	<input type="checkbox"/> 見積書	支給方法	償還払い・受領委任払い
	<input type="checkbox"/> 見積り図	<input type="checkbox"/> 着工前写真	<input type="checkbox"/> 確約書		
保険料	未納（無・有 円）			受付印	決裁欄
納付状況	滞納（無・有 円）				
既費用 決定済額	円（ 回目）	着工			
	円（ 回目）	着工			
	円（ 回目）	着工			

(裏)

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費領収書貼付箇所

ADL（日常生活活動）の状況

種類	状況			
	自立	見守りが必要	一部介助	全面介助
移動	自立	見守りが必要	一部介助	全面介助
排泄	自立	見守りが必要	一部介助	全面介助
食事	自立	見守りが必要	一部介助	全面介助
入浴	自立	見守りが必要	一部介助	全面介助

住宅改修が必要と認められる理由と期待できる効果

住宅改修の種類	住宅改修が必要と認められる理由と期待できる効果
1 手すり	
2 段差解消	
3 床材変更	
4 扉の取替	
5 便器の取替	
6 その他	

注意：住宅改修が必要と認められる理由は、種類ごとに介護支援専門員が記入してください。

様式第2号(第4条関係)

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

年 月 日

天理市長 様

(事業者)

所在地

事業者名

代表者氏名

㊞

被保険者 様(以下「甲」という。)の天理市介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払いの取扱いを申し出るに当たり、天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱(以下「実施要綱」という。)の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本事項)

- 1 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生労働省告示第95号)に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達、天理市の条例、規則及び実施要綱等を遵守すること。
- 2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びその周辺の環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修に当たっては、天理市、居宅介護支援事業者、天理市地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者、保険医療サービス提供者、福祉サービス提供者との連携に努めること。
- 4 甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。  
(見積書等の交付)
- 5 住宅改修の施工に係る費用を見積もって、「見積書」を作成し、甲に交付すること。その際、見積書には、住宅改修の内容、箇所及び規模並びに住宅改修に要する費用、施工事業者名及び連絡先等を明記すること。  
(見積書の内容変更)
- 6 見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。  
(住宅改修の施工等)
- 7 実施要綱第5条第1項により承認を受けたとおりの内容の住宅改修を行う

こと。その際、住宅改修の施工等に関して、甲に十分に説明を行うこと。  
(自己負担分の受領等)

- 8 住宅改修については、天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書に記載されている自己負担額（保険給付分を除く。）の支払いを甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また工事完了後、当該自己負担額の支払いを受けたときは、甲に自己負担額分の領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

- 9 受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、実施要綱第7条に定める書類等に不備がないかを確認したうえ、天理市長に請求すること。また、請求に当たって保険給付外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

- 10 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。

(通知)

- 11 甲が、次の事項に該当する場合には、遅延なくその旨を天理市長に通知すること。

(1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。

(指導、調査等)

- 12 天理市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

- 13 関係法令、通達、天理市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について天理市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理等)

- 14 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の聴取を行うこと。また、苦情に対しては甲の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において知悉し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

(秘密保持)

- 15 事業所の職員は、職務上知り得た事及びその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、職務上知り得た事及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。



様式第3号（第5条関係）

天 第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

天理市長 印

天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認（不承認）決定通知書

先に申請がありました住宅改修費の支給に係る受領委任払いによる取扱いについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定事項

費用額	
支給予定額	
自己負担額	
備 考	

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	
天理市役所	課
電話 03-1001	
内線	

様式第4号（第7条関係）

支給申請受付

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号		2	9	2	0	4	5
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年		月		日生	性別	男・女	
住所	〒 電話番号（ ） -								
住宅の所有者	被保険者との関係（ ）								
要介護状態区分	申請中・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5								
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日								
改修の内容 箇所及び規模	業者名								
	着工日								
改修費用	円		完成日						
介護支援事業所	事業所連絡先（ ） -		介護支援専門員氏名		㊦				
<p>天理市長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>支給申請日 平成 年 月 日</p> <p>申請者 住所 (被保険者) 氏名 ㊦</p> <p>上記介護保険居宅介護（支援）住宅改修費の受領を次の者に委任します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>受任者 住所 氏名</p> <p>委任者 住所 被保険者名 ㊦</p>									

注意 ・この申請書に領収書及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。  
 ・受領委任払いの場合は、自己負担分の領収書、事業所の請求書、完成後の写真を提出してください。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信川金庫 信川組合 信川貯蓄	本店 支店 出張所	種目 1 普通預金 2 当座預金 3 その他	[市記入欄] 前回までの支給額 円		
	金融機関コード	店舗コード	口座番号		改修費用 円	
						支給対象額 円
	フリガナ					
	口座名義人					

様式第5号 (第7条関係)

# 請 求 書

年 月 日

天理市長 様

所在地	電話番号 ( )
事業者名 代表者氏名 (請求者)	

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受給資格に關する要綱に基づき、介護保険住宅改修費を下記のとおり請求します。

【 被保険者氏名 被保険者番号 】

次のとおり住宅改修費の支給を請求します。

(単位：円)

申請月	自己負担額	支給額	残額
請求額合計			

(金額の前に¥マークを記載してください)

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

		銀行/信用金庫/農協/信用組合
		本店/支店/出張所
普通	当座	

様式第6号 (第8条関係)

天 第 号  
年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名 様

天理市長 印

天理市介護保険住宅改修費支給(不支給)決定通知書 (受領委任払い)

先に申請がありました住宅改修費の支給について、下記のとおり支給(不支給)決定しましたので、通知します。

住宅改修費を支給します。

被保険者 番 号		被保険者 氏 名	
決定年月日	年 月 日	決定内容	年 月受付分
介護保険 対象分		金融機関 本支店名	
費用分		口座番号	預金種目
利用者 負担額			
支払額		口座名義人	
		振込予定日	

住宅改修費を支給しません。

支給しない理由	
---------	--

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 天理市役所 課 電話 68-1001 内線
---------------------------------------

様式第7号（第8条関係）

天 第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

天理市長 印

天理市介護保険住宅改修費受領委任払い通知書

先に申請がありました住宅改修費の支給について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

住宅改修費を支給します。

受領委任事業者名	介護保険給付分	受領委任払い金額

※ 受領委任払い金額については、受領委任払いのため事業者に支払われます。

住宅改修費を支給しません。

支給しない理由	
---------	--

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 天理市役所 電話 63-1001 内線	課
-------------------------------------	---

(平成24年4月10日揭示済)

天理市告示第139号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年4月10日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月10日から平成24年6月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月11日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月11日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成24年4月11日から平成24年6月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月11日揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月11日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年4月11日

3 移動対象区域

天理市三昧田町元西方67番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年4月11日から平成24年6月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月12日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年4月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年4月12日から平成24年6月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月13日揭示済)

天理市告示第144号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市

条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年4月13日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年4月13日掲示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月13日から平成24年6月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月13日掲示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月13日から平成24年6月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)



(平成24年4月13日揭示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市檜垣町816番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月13日から平成24年6月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月16日揭示済)

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月16日から平成24年6月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月16日揭示済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月16日

- 3 移動対象区域  
天理市前裁町2 4 3番地 1 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月16日から平成24年6月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月17日揭示済)

天理市告示第150号

平成24年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。  
平成24年4月17日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成24年4月24日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件  
天理市学童保育条例の一部改正について  
専決処分の承認を求めることについて  
損害賠償の専決処分の報告について  
天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

(平成24年4月17日揭示済)

天理市告示第151号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。  
平成24年4月17日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市庵治町4 7 0番地30 辻谷 貞光  
変更後 代表者 天理市庵治町4 4 9番地52 高畑 哲造  
変更年月日 平成24年4月1日

(平成24年4月17日揭示済)

天理市告示第152号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成24年4月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月17日から平成24年6月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月17日揭示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月17日
  - 3 移動対象区域  
天理市九条町298番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月17日から平成24年6月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月18日揭示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月18日から平成24年6月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月18日揭示済)

天理市告示第155号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月18日

- 3 移動対象区域  
天理市東井戸堂町165番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月18日から平成24年6月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月18日揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月18日
  - 3 移動対象区域  
天理市丹波市町260番地3先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月18日から平成24年6月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月19日揭示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月19日から平成24年6月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月19日揭示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月19日
  - 3 移動対象区域  
天理市3990番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月19日から平成24年6月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月20日揭示済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月20日から平成24年6月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月20日揭示済)

天理市告示第160号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月20日
- 3 移動対象区域

天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年4月20日から平成24年6月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月20日揭示済)

天理市告示第161号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年4月20日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年4月23日揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月23日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年4月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年4月23日から平成24年6月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月24日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月24日から平成24年6月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月24日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月24日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月24日から平成24年6月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月25日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月2日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年4月25日から平成24年6月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成24年4月26日揭示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月26日から平成24年6月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月27日揭示済)

天理市告示第167号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、櫛本町高品自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年4月27日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市櫛本町2113番地1 石田 清一  
変更後 代表者 天理市櫛本町1484番地 永井 茂治

(平成24年4月27日揭示済)

天理市告示第168号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年4月27日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年4月27日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月27日



天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月27日から平成24年6月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月27日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年4月27日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町2番地14先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年4月24日から平成24年6月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月27日揭示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年4月27日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年4月27日から平成24年10月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

7 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06 - 4399 - 8088

天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年5月1日揭示済)

天理市告示第172号

天理市開発指導要領(平成元年9月天理市告示第45号)の一部を次のように改正する。

平成24年5月1日

天理市長 南 佳 策

第8条第2項中「長屋住宅」の次に「(重ね建長屋住宅を除く。)」を加える。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年5月1日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年5月1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年5月1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年5月1日から平成24年6月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年5月1日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年5月1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年5月1日

3 移動対象区域

天理市喜殿町39番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年5月1日から平成24年6月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成24年5月2日揭示済)

天理市告示第175号  
公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年5月2日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年5月2日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年5月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年5月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年5月2日から平成24年6月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成24年4月10日揭示済)

天理市公告第15号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成24年5月10日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成24年5月10日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

- 1. 農用地利用計画の案の縦覧期間  
自 平成24年4月10日（公告年月日）  
至 平成24年5月10日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 2. 農用地利用計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

（平成24年4月16日揭示済）

天理市公告16号

天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）第7条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月条例第27号）第18条の規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により、公告する。

平成24年4月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の代表者の住所・氏名  
住所 天理市別所町261-3  
氏名 笠原 貴司
- 2 変更年月日  
平成24年4月1日

（平成24年4月19日揭示済）

天理市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年4月19日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成24年4月25日揭示済）

天理市公告第18号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成24年5月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成24年4月25日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	2990400075	
名称	グループホーム みやぎ乙木口	
所在地	〒632-0046 奈良県天理市三味田町107-1	
申請者	名称	医療法人 宮城会
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市丹波市町302番地
	代表者の氏名	理事長 宮城 信行
	代表者の住所	奈良県天理市永原町407番地
指定年月日	平成24年5月1日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

教育委員会

（平成24年4月27日揭示済）

天教告示第5号

平成24年5月11日午後2時00分から5月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年4月27日

天理市教育委員会  
委員長 中 嶋 孝

## 農業委員会

(平成24年5月1日揭示済)

### 天農委告示第5号

平成24年5月9日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成24年5月1日

天理市農業委員会  
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 平成23年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価の決定について
- 議案第3号 平成24年度天理市農業委員会の活動計画の決定について
- 議案第4号 その他
  - 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
  - 市街化区域の専決処分について(報告)
  - 議会推薦による農業委員の辞職願について

## 公営企業

(平成24年4月12日揭示済)

### 天理市上下水道局公告第5号 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。  
平成24年4月12日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

#### 第1 工事概要

- (1) 工事名 150～75mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市三島町地内
- (3) 工事概要 本設配管工事
  - (昼間)市道車道
    - 150mm DIP布設 L = 202.0m
    - 100mm DIP布設 L = 3.2m
    - 75mm DIP布設 L = 5.3m
    - 75mm PE布設 L = 48.2m
    - 50mmHIVP布設 L = 2.2m
    - 25mmHIVP布設 L = 3.8m
  - (夜間)県道車道
    - 150mm DIP布設 L = 12.1m
  - 県道歩道
    - 150mm DIP布設 L = 18.4m
- (4) 工期 平成24年10月31日まで
- (5) 予定価格 30,112,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り

#### 第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 建設業法の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
  - 天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式

工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。

暴力団に係る排除措置要件（別表1）に該当する者でないこと。

本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

局に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。  
二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者  
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者  
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。

### 第3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒632-8555 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表2（入札日程）のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表2（入札日程）のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

#### (1) 日 時 別表2（入札日程）のとおりとする。

#### (2) 場 所 第3(1)に同じ。

#### (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表2（入札日程）のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

#### (4) 質問書に対する回答は、別表2（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

### 第6 入札の方法

#### (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。

#### (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

#### (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

#### (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

#### (1) 到着期限日 別表2（入札日程）のとおりとする。

#### (2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

### 第8 開札日時及び場所

#### (1) 日 時 別表2（入札日程）のとおりとする。

#### (2) 場 所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局1階 会議室

### 第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程（平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号）第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。  
 調査基準価格を下回る入札が行われた場合  
 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
 入札保証金 免除  
 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効  
 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
 この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表1（暴力団に係る排除措置要件）

- （措置要件）
- 1 役員等が暴力団員であるとき。
  - 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6 局発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約当事者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - 8 局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約当事者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

別表2（入札日程）

150～75mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年4月12日（木）から 平成24年4月18日（水）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。

申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年4月12日(木)から 平成24年4月18日(水)まで
質問書の提出期限	平成24年4月23日(月) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の 通知日	平成24年4月25日(水)
質問書への回答日	平成24年4月25日(水)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年5月1日(火)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年5月5日(土)
入札書到着期限日	平成24年5月9日(水) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年5月10日(木)午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成24年5月10日(木)午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成24年4月17日揭示済)

天理市上下水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年4月17日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年4月17日

天理市上下水道事業管理者  
中谷博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 米杉建設

代表者 米杉 伸喜

住所 奈良県天理市蔵之庄町49-2

(平成24年4月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第5号

天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程(平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成24年4月27日

天理市上下水道事業管理者  
中谷博

第3条第3項中「参事」を「水道技術管理者」に、「課長」を「総務課長、給水課長、下水道課長」に改める。

附則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。